

嘉麻市地域包括ケアシステム推進会議 設置について

令和5年2月13日

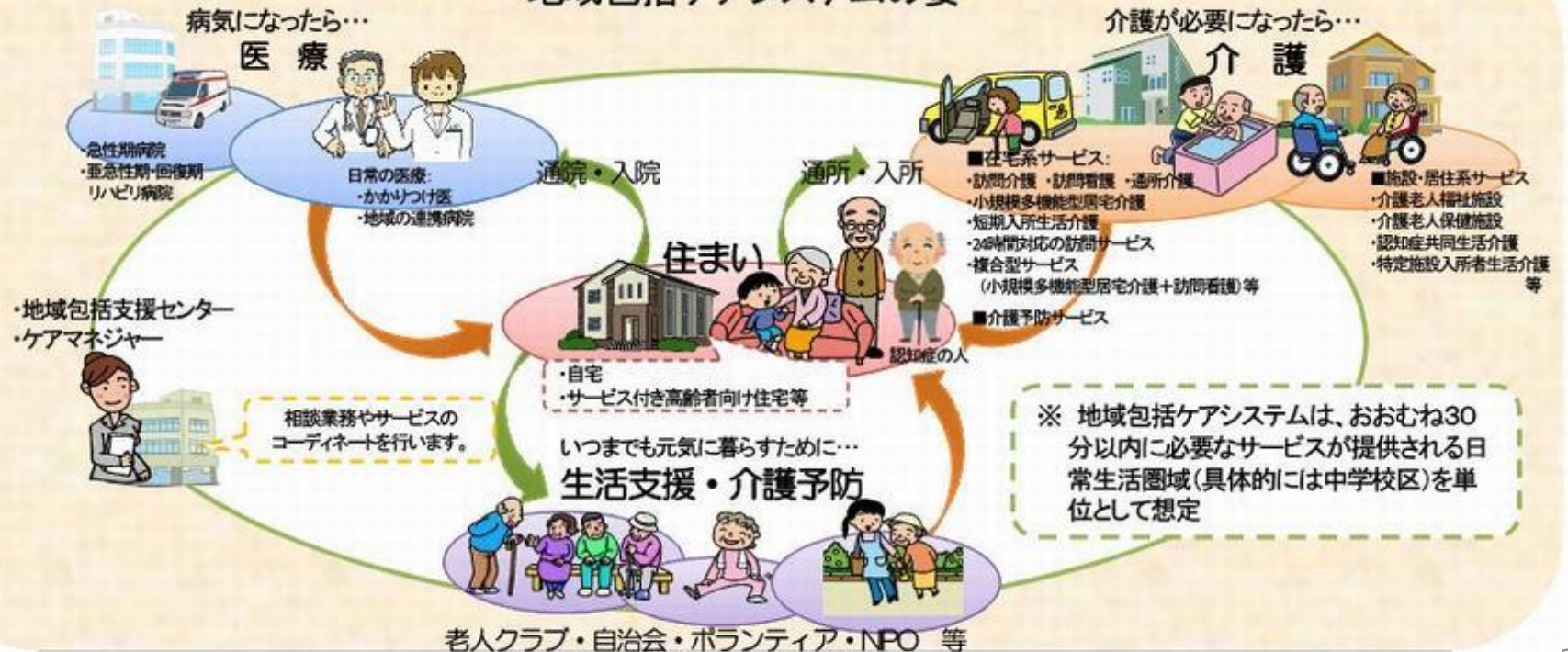
福祉事務所 高齢者介護課

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿



嘉麻市地域ケア会議（個別地域ケア会議）

要支援・要介護者を元気に！！

地域ケア会議活動支援
アドバイザー

嘉麻市
(保険者)

高齢者相談支援センター
在宅介護支援センター
市民課 保健師 等

理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
管理栄養士
歯科衛生士
薬剤師 等



ケアプラン作成者 サービス事業者

+

令和3年度より

保健事業と介
護予防事業の
一体的実施

介護保険の基本理念＝自立支援

●第2条第2項

前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

●第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

- 多職種による多角的な協議
- インフォーマルサービスの活用

- 自立を阻害する要因の追求
- 地域課題の発見・解決の検討

- 医療との連携
- 参加者のOJT

ケアプランの実行・評価・見直し

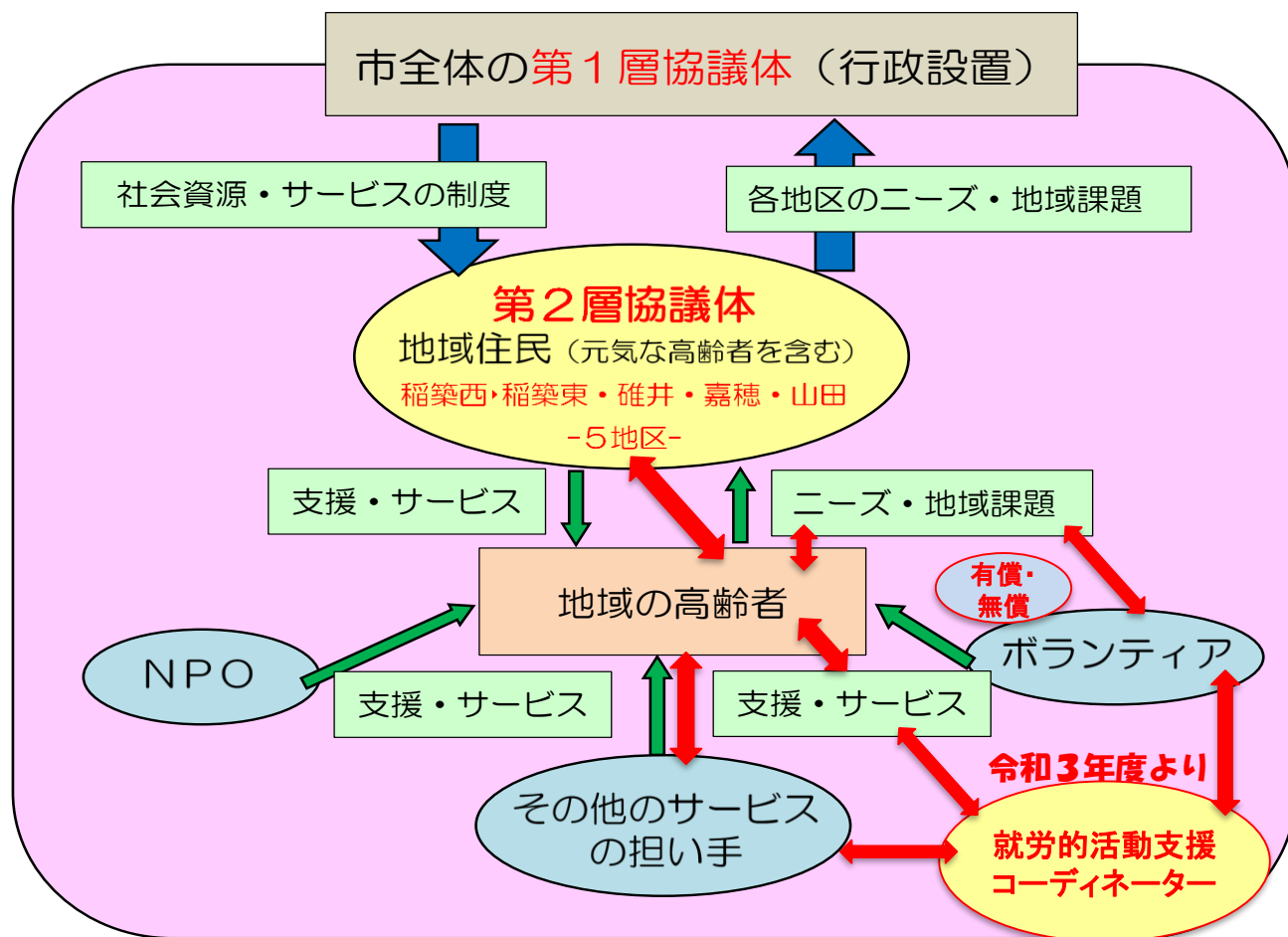
高齢者のQOLの向上

嘉麻市生活支援体制整備事業

◆生活支援体制整備事業とは？

- ・「地域包括ケアシステム」の一環で、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手となって参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業などの多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進するもの。生活支援コーディネーターは、ニーズと取組のマッチング等を行う。

◆生活支援体制整備事業イメージ図



◆協議体とは？

- ・日常生活圏域（中学校区）ごとに、その地域で生活されている高齢者が望んでいる支援やサービスと既にある社会資源（有償無償を問わず、地域社会で展開されるサービスや支援。またその担い手など）の把握と不足している社会資源の掘り起こし等を行い、支援やサービスの担い手となる住民（元気な高齢者を含む）の養成や活動の場の提供を行う集まり。
- ・地域の住民が主体であるが、参加は自由で、参加者は固定していない。誰もが自由に参加できる仕組みであり、民生委員や行政区長を含む地域住民の他に、社会福祉法人や、在宅介護支援センター、高齢者相談支援センターも参加する。

嘉麻市地域包括ケアシステム推進会議

